



Re スキル講座



第四次産業革命スキル習得講座認定研修

「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」は、IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度です。

引用：[経済産業省ウェブサイト](#)

第四次産業革命スキル習得講座認定番号

- [ISO/IEC 27001 審査員研修 ISMS \(JRCA 承認\)](#) 50613-1176
- [ISO/IEC 27001 審査員研修 ISMS \(CQI and IRCA 認定\)](#) 50613-1177
- [ISO/IEC 20000-1 審査員研修 \(CQI and IRCA 認定\)](#) 50613-1178

認定の適用日： 令和 6 年 4 月 1 日

認定の期間： 令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

教育訓練給付制度/専門実践教育訓練

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

専門実践教育訓練

特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象となります。

受講費用の 50%（年間上限 40 万円）が訓練受講中 6 か月ごとに支給されます。

資格取得等をし、かつ訓練修了後 1 年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の 20%（年間上限 16 万円）が追加で支給されます。

なお、失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する場合、受講開始時に 45 歳未満であるなど一定の要件を満たせば、別途、教育訓練支援給付金が支給されます。

引用：[厚生労働省ウェブサイト](#)

最新の教育給付金制度については省庁の各種ページをご確認ください。

<参考> [ハローワーク インターネットサービス](#)